

第45回横浜市地域まちづくり推進委員会会議録	
日時	令和元年6月6日(木) 午前9時から12時
開催場所	松村ビル別館 502会議室
出席者	<p>【委員】 五十嵐委員、奥村委員、杉崎委員、関口委員、高橋委員、名和田委員、三輪委員、室田委員、</p> <p>【幹事】 川合市民共同推進部長(市民局)、河岸担当課長(環境創造局政策課・代理)、中川企画部長(建築局)、水谷土木事務所長(南区)、黒田区政推進課長(南区・代理)、林区政推進課長(港南区・代理)、長井区政推進課長(泉区・代理)</p> <p>【事務局】 嶋田部長、磐村課長、甲斐担当課長、武智担当係長</p>
欠席者	見上副区長(栄区)、富井副区長(南区)、齋藤副区長(港南区)、鳥海副区長(泉区)
開催形態	公開(傍聴2人)
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員長の選出について 2 部会等の委員について 3 地域まちづくりルール変更認定について 丸山台まちづくりガイドライン 4 地域まちづくり組織・ルール認定について 領家まちづくりの会 領家地区まちづくり指針 5 地域まちづくり組織・プラン認定について 井土ヶ谷上町第一町内会 井土ヶ谷上町第一町内会地区防災まちづくり計画 6 地域まちづくり推進状況報告書・評価書及び見解書について
報告	<ol style="list-style-type: none"> 1 ヨコハマ市民まち普請事業について 2 令和元年度まちづくり功労者国土交通大臣表彰について 3 横浜・人・まち・デザイン賞について 4 地域まちづくりグループ登録数等の現状について
決定事項	<p>【議事1】 委員長は名和田委員、副委員長は室田委員を選任する。</p> <p>【議事2】 ヨコハマ市民まち普請事業部会は杉崎委員、表彰部会は五十嵐委員、奥村委員、室田委員を指名する。</p> <p>【議事3】 「丸山台まちづくりガイドライン」の地域まちづくりルール変更認定を「了承」する。</p> <p>【議事4】 「領家まちづくりの会」の地域まちづくり組織認定及び「領家地区まちづくり指針」の地域まちづくりルール認定を「了承」する。</p> <p>【議事5】 「井土ヶ谷上町第一町内会」の地域まちづくり組織認定及び「井土ヶ谷上町第一町内会地区防災まちづくり計画」の地域まちづくりプラン認定を「了承」する。</p>
<p>議事1 委員長の選任について 委員長は名和田委員、副委員長は室田委員を選任する。</p> <p>議事2 部会等の委員について ヨコハマ市民まち普請事業部会は杉崎委員、表彰部会は五十嵐委員、奥村委員、室田委員を指名する。</p> <p>議事3 地域まちづくりルール変更認定について ルール：丸山台まちづくりガイドライン (地域・事務局) ルール変更の説明 (杉崎委員) 自分たちのルールを運用しやすくなるよう更新していく他地区の参考となる事例だ。住民アンケートで、「賛同せず」とした理由はなにか。また、改定のきっかけも教えてほしい。 (地域) 「賛同せず」は、「図面を用いて説明する」に対して、個人情報である図面を見せるべきではないという意見が多数あり、室外機や窓の位置等の外観が分かる図面で説明してもらうこととした。他には、「ガイドライン策定自体が町の活性化にならない」、「丸山台のルールは厳しいイメージがあり、若い人が入ってきにくい」という意見があった。 改定のきっかけは3つある。1つ目は、丸山台はベージュやブラウン系のおだやかな色調の街並みだが、黒色の壁を新築したい家があり、近隣とトラブルになった。2つ目は、福祉施設の計画の際に一部住民から反対があった。3つ目は、高さ制限は9mまで建築可能となっているが、3階建て建物に圧迫感があるとの意見があった。建築業者からは「まちづくりガイドラインや地区計画に定まっていないことを求めるのか」、近隣からは「住民が了解を得ていないのに認めるのか」と両者の間に挟まれた。これらの課</p>	

題を住民はどう考えているのか、地域の意見がまとまるのであれば変更を検討しようとなった。

(高橋委員) 屋外広告物等には1㎡以下の自家用・管理用、学習塾の看板等も含まれるのか。上永谷駅前の大規模な商業用室外機も含まれるのか。

(地域) 大小に関わらず常設のものは対象となる。特にパチンコ屋に関連した屋外広告物等が増えているので、協議を行っていききたい。今までもコンビニなどの商業施設の室外機について協議を行っており、商業施設も対象となる。

(高橋委員) のぼり旗等の一時的な広告物は対象とするのか。

(地域) 短期的に設置していることはあまりないが、対象外だ。

(奥村委員) 福祉施設が近隣から反対されたと説明があったが、他地区の調査や地域で議論はしたのか。

(地域) 福祉施設と地域との関わりについて、他地区の町内会長等にヒアリングして検討した。

(室田委員) ガイドラインに配慮事項が増えているが、会で運用できているのか。他地区では運用が大変、担い手がいないと聞かすが、運営体制を教えてください。

(地域) 建築関係の仕事をしていた住民の力を借りている。今後も継続するために、素人にもわかるマニュアル、基準づくりをしていくつもりだ。

(高橋委員) 「丸山台まちづくり連絡書」に、室外機位置や屋外広告物の申請の際に必要な図面を記載した方が運用しやすいのではないかと。

(地域) 連絡書の他にチェックリストがあり、屋外広告物等について記載している。

(杉崎委員) チェックリストを充実させ、運用に合わせて変えることも検討した方が良い。推進委員会では、地域の経験を市の支援の仕組みに生かす検討もできる。地域として行政に求める支援やサポートがあれば教えてほしい。

(地域) 地域で検討が必要な施設の計画があれば、早い段階で情報を伝えてほしい。

(三輪委員) チェックリストに事業者が地域とどのように関わっていききたいか記入してもらう方法もある。地域の運用として検討してほしい。

(名和田委員長) 現在のまち並みを踏まえた変更となっている。

「丸山台まちづくりガイドライン」を地域まちづくりルール変更認定することを「了承」する。

(全委員) 了承。

(4) 地域まちづくり組織・ルール認定について

組織：領家まちづくりの会、ルール：領家地区まちづくり指針

(地域・事務局) 組織・ルールの説明

(五十嵐委員) まちづくりニュースの発行が多く、専門性が高いが、専門家がいるのか。領家公園をまちのシンボルとして、きれいに整備したら、まちがもっと良い印象となるのではないかと。

(地域) 会のメンバーは平成24年に自治会で公募し、各地区の副会長が4名いる。公園内の池は遊水地だが、水草が生え、蚊も発生しているので、今後検討したい。

(名和田委員長) 公園も含めたより良いまちづくりを目指し、地域まちづくりプランの策定も検討していただくと良い。

(高橋委員) 18条の建築等行為の届出等に、「まちづくりの会に届け出て説明、協議を行いましょう。詳細については、まちづくりの会にお尋ねください。」とあるが、詳細はルール化するのか。

(地域) 領家まちづくり指針では(ア)から(ウ)まで届出対象だが、当面は(ア)、(イ)とし、

(ウ)以降は、地域の状況や住民の意見を聞きながら、運用細則で対応する。

(高橋委員) まちづくり指針と運用細則をセットにしないとわかりにくい。(ウ)以下については、申請の必要はないが、申請者は後から知ることになる。

(杉崎委員) ルールで細かく決め過ぎるのではなく、大枠を定め、詳細は運用細則で別に定める方針だと思う。新しく地域に入ってくる人に対して、事前にまちづくり指針と運用細則を周知する工夫はあるか。

(地域) ホームページでまちづくり指針と運用細則をセットで確認できるようにする。

(奥村委員) 高齢化により、建築協定の効力が発揮しにくくなっていると説明があったが、建替や敷地の細分化を懸念しているのか。

(地域) そのとおり。

(杉崎委員) 詳細は運用細則で定めるが、ルールに不足はないか。

(地域) 運用細則には申請方法を記載する。

(名和田委員長) 具体的にルールが定められており、本日提案された文言であれば問題ない。運用でルールと異なったことを行っていないかは、市の管理監督部分であり、組織の自主的な運用に任せられると考える。

(高橋委員) 18条(オ)用途変更で届出が必要だが、民泊をどのように考えているのか。

(地域) 住宅街で今までは地域住民しか来なかったので、民泊でどういう人が来るのか事前に把握したい。

(杉崎委員) 「不特定多数の人が頻繁に集まる施設は協議してください」という意図か。地域で想定している用途変更の内容について、運用細則にルールと齟齬がないよう記載しないと、トラブルの原因となる。

(地域) 運用細則に記載することを検討したい。

(名和田委員長) ルールには都市計画法や建築基準法の用語が頻出するが、必ずしも法令用語として書いていないので、地域がつくるルールとして運用できればよいと思う。用途変更は※4に記載があり、地域で運用することは不合理ではない。地域がどう解釈するかだと考える。

(奥村委員) 地域の人誰でも出入りできるような地域のたまり場や居住空間の住み開きも用途変更として届け出ることは、その場の宣伝にもなる。これらは規制の対象となるのか。

(地域) 届出は必要だが、規制することは考えてない。

(三輪委員) 「用途の変更」と「用途変更」では意味合いが違う。違った解釈をされないように、不特定多数が集まることを排他するのではなく、事前に相談してほしいという意図であることを、運用細則やホームページ等で伝えるようにした方がよい。

(杉崎委員) 運用細則をできるだけ早く確定し、対外的に周知することをセットでお願いする。

(室田委員) 届出が工事着工2週間前とあるが、工事契約が終了している時期で、届出が遅いとトラブルになりやすい。できるだけ早い時期にまちづくりの会へ相談するよう周知してほしい。

(名和田委員長) 「領家まちづくりの会」を地域まちづくり組織、「領家地区まちづくり指針」を地域まちづくりルールに認定することについて「了承」する。委員会の補足的な意見として、誤解を生じやすい表現について、運用細則等で明確にしてほしい。

(全委員) 了承。

(5) 地域まちづくり組織・プラン認定について

組織：井土ヶ谷上町第一町内会、プラン：井土ヶ谷上町第一町内会地区防災まちづくり計画

(地域・事務局) 組織・ルールについて説明

(室田委員) 町内会の加入率が低く、アンケート回収率も低い。アンケートは過半数の回答がないので配慮してほしい。町内会の加入について、工夫していることはあるか。

(地域) できるだけ加入するように声掛けをしているが、ワンルームマンション等の中には町内会たより等も不要と言われているものもある。

(室田委員) 子育て世代はどうか。

(地域) 子どもがいる世帯は、子ども会を通して町内会にも加入している。

(室田委員) 防災は住民全員での取組が重要なので、頑張してほしい。

(高橋委員) プロジェクト②「狭あい道路ではセットバックした部分に物を置かないよう、所有者等に働きかけていく」とあるが、セットバック後も花壇等が残され、段差が解消されず緊急車両が通れないことがある。段差の解消も大切な要素だが、どのように考えているのか。緊急車両が通れるようにしたいという意図か。

(地域) そのとおり。段差の解消は、地権者の合意が得られなかった。今後も理解いただけるように時間をかけて進めていきたい。

(名和田委員長) ルールとして段差をなくすというのではなく、緊急車両が通行できる快適な道とする目標だ。そのためには、段差解消について地区で合意していく必要がある。

(奥村委員) セットバック時にアスファルト舗装を行い、段差を解消したことで、道が広くなることが目に見えて分かり、近隣住民も続いて舗装に協力した地区がある。今後も努力を続けてほしい。また、説明にあった防災マップはどのような地図か。

(地域) 火災発生1時間後の延焼予想地図だ。丘の上の地域は全て燃えてしまう。下の方は、消防車が入らず、地域道路もなくなってしまう密集地で大変危険だと考える。

(五十嵐委員) プロジェクト⑧「防災まちづくりや自助・共助の力を高める情報の発信」で、小学校と一緒にまち歩きを行うと、子どもだけでなく親も関心を持つ。学校と連携して、防災・防犯の情報発信を取り組んでほしい。

(関口委員) 新しい人や若い人に発信する方法として、ホームページ等はあるのか。

(地域) 現時点ではホームページはできていない。

(関口委員) 災害時は住民がどう動くかが重要で、その情報を得られることが必要だ。駅や掲示板で見られるものがあると良い。

(地域) 駅等の掲示板に加えて、ホームページも検討していきたい。町内会に加入していない人も参加で

きることをわかるようにし、町内会に入ってもらおうきっかけにしたい。

(三輪委員) 防災まちづくりは町内会活動に関心のない人にも自分の事として考えやすく、地域住民全員が共有するテーマだと考える。ホームページなど情報発信の方法、防災イベントや防災訓練を工夫することで、事業者や学校とも連携できる。ワンルームマンションの住民にも防災をきっかけに、町内会活動に関心を持ってもらえると良い。地域まちづくり組織として認定されるので、地域まちづくり活動として積極的な広報や連携を行ってほしい。

(室田委員) ニュース発行は町内会名で行うのか。

(地域) 町内会の規約を変えたので、町内会名で発行することになる。

(室田委員) 町内会に加入していない人達が自分には関係ないとならないか心配だ。ニュースを読まない人をつくらないように工夫してほしい。

(名和田委員長) 町内会が地域まちづくり組織となり、町内会規約第6条に規定された防災まちづくり部が地域まちづくり組織の活動を担うということか。

(地域) そのとおり。

(名和田委員長) 町内会の規約に「加入を拒むことはできない」とあり、地域に住んでいれば誰でも参加でき、地域まちづくり組織の要件を満たしている。町内会は地域課題に応えることで信頼を得てきた組織であり、新しい課題を町内会が担っていくことは町内会の発展にも繋がると考える。

「井土ヶ谷上町第一町内会」を地域まちづくり組織、「井土ヶ谷上町第一町内会地区防災まちづくり計画」を地域まちづくりプランに認定することについて「了承」する。

(全委員) 了承。

(6) 地域まちづくり推進状況報告書・評価書及び見解書について

(事務局) 資料説明

(名和田委員長) 進め方としては、事務局が提示した報告書(案)を委員会で評価し、それに対しては事務局が見解を出す流れとなる。意見や質問はあるか。

(三輪委員) 第46回で報告書(案)が提出され、その場で各委員が全体を評価するのか。

(事務局) 項目ごとに担当していただく委員を決め、全体について委員長に総合的に評価していただくことを考えている。

(奥村委員) 前回、評価書の構成を変えたので、早めに確認したい。

(事務局) 次回委員会前に構成や骨格はまとめられると思うので、できるだけ早い段階で情報提供させていただきたい。

(名和田委員長) 提示されたスケジュールで報告書・評価書及び見解書を取りまとめていくので、協力をお願いする。

資料

議事(2) 部会等の委員について

議事(3) 地域まちづくりルール変更認定について 丸山台まちづくりガイドライン

議事(4) 地域まちづくり組織・ルール認定について 領家まちづくりの会、領家地区まちづくり指針

議事(5) 地域まちづくり組織・プラン認定について 井土ヶ谷上町第一町内会、井土ヶ谷上町第一町内会地区防災まちづくり計画

議事(6) 地域まちづくり推進状況報告書・評価書及び見解書について